

## 大江卓の「まなざし」から岡崎精郎の「まなざし」へ

### 1 目 標

- (1) 大江の「まなざし」と岡崎の「まなざし」との違いを知る。
- (2) 二人の「まなざし」を対比することにより、部落差別撤廃への展望をさぐる。

### 2 展 開

主な学習活動	留 意 点
1 大江卓の略歴とエピソードを知り、彼の「まなざし」をつかむ。	<b>資料1 大江卓の略歴(P130)</b> 提示し、大江卓の略歴を説明する。 <b>資料2 大江卓のエピソード(P130)</b> 彼が、被差別部落外の人間であることを知らせ大江卓の「まなざし」を説明する。
2 岡崎精郎の略歴とエピソードを知り、彼の「まなざし」をつかむ。	<b>資料3 岡崎精郎(P131～132)</b> 提示し、岡崎精郎の略歴を説明する。 <b>資料4 岡崎精郎のエピソード(P132)</b> 彼が被差別部落外の人間であることを知らせ、岡崎精郎の「まなざし」をつかませる。
3 岡崎精郎が、なぜこうした「まなざし」をもてるようになったのかを考える。	被差別部落外の人物のこうした「まなざし」の背景を、人権思想の拡大という側面から考えさせ、すべての子どもたちが自らの問題として部落問題を認識する際の基点になるようにする。
4 二人の「まなざし」を対比し、大江の「まなざし」から、岡崎の「まなざし」への変化を考える。	人間の認識は、「変わり得るもの」「変え得るもの」であり、世の中の考え方も「変わり得るもの」「変え得るもの」であることに気づかせる。

## 資料1 大江卓の略歴

1847～1921（弘化4～大正10）明治・大正期の政治家、実業家、融和運動家。土佐（現高知県）の生まれで宿毛で育つ。幼名・秀馬。1871年（明治4）卓と改める。19歳で長崎に遊学、以降、海援隊と接触、倒幕運動にも加わる。維新後、兵庫・大阪で商業活動などをするが、賤民制度の廃止を思い立って東京へ。2回にわたり民部省に建議、とくに第1次建白書はほぼ全面的に採用され、民部省による若干の修正後、民部省の伺書として太政官に提出された。72年神奈川県権令となる。このころ、マリア・ルース号事件が起こり、裁判長として奴隷解放に貢献。その後、大蔵省に移り75年10月に免官、官界を去る。77年の西南戦争に呼応、林有造らと挙兵のため武器を調達しようとして10年の刑を受ける。84年仮出獄。以降、自由民権運動に加わり第1回総選挙で衆議院議員に当選。次の選挙では落選して実業界に転身、数々の事業を手がけた。1912年（大正1）頃から再び部落問題にかかわり、帝国公道会幹事長に。融和運動参加を機に出家、天也と号す。だが、治安対策として部落問題にかかわろうとする傾向が強く、差別的言動も目立ったので、部落の側からは批判的にみられた。

秋定嘉和・村越末男・桂正孝 「新修部落問題事典」 1999 解放出版社

## 資料2 大江卓のエピソード

大江は、被差別部落の人々を「可憐部落民」と呼び、救済と指導をほどこす対象である「弱者」と見ていた。大江は「帝国公道会は、此等可憐の人民が漸く自覚によりて改善の曙光を見やうと、一生懸命に、あせりもがき苦辛<sup>くしん</sup>惨憺<sup>さんたん</sup>して居るに対し同情を表し一層之を鼓吹し彼等自分の向上に力を添へると、同時に、彼等の向上を世人に承認せしめる行動をするの目的で興した」と語っているように、その態度はきわめて尊大である。阪本清一郎によれば、大江は被差別部落を訪れるとき、自分のかばんのなかに食器や衣類を詰めていて、被差別部落で出される食器や衣類をけっして使用しなかったという。大江自身、差別を行動をもって肯定していたのであり、そうであるがゆえに治安上危険視し、「可憐部落民」とか「弱者」として扱ったのである。

ただ、大江の認識に進歩的なものを見い出すとすれば、それは部落差別を日本人内部の差別としてとらえ、それを「権利の蹂躪<sup>じゅうりん</sup>」であると主張した点である。そして差別の責任を被差別部落の側にのみ押しつけず、社会全体にも反省を求めた。しかし、大江の語る「権利」とは、明治天皇により認められた「権利」以外のなにものでもなかった。したがって、被差別部落の人々が、人間としての権利を意識して差別に反対することは、危険な行為として大江の目には映じたのである。大江は、被差別部落の人々は風紀を改善してこそ社会の同情が得られるのであり、法律を楯<sup>たて</sup>に権利を主張したりしては真の同情は得られないと語る。要約すれば、大江の認識はあくまでも明治天皇への報恩を原点とし、そのための差別撤廃と天皇制国家の擁護とを同時に求めたのである。それゆえ、大江は被差別部落の人びとをある時は同情すべき弱者と、またあるときは社会への不満に満ちた危険な集団と見、けっして自分と対等の人格を認めなかった。大江の被差別部落の人びとに対する差別的かつ尊大な態度もここに由来する。

藤野 豊 「同和政策の歴史」 1984 解放出版社



大江 卓 高知市立自由民権記念館蔵

被差別部落外の人々の「まなざし」としては、田村乙彦の「まなざし」もある。田村は佐川町に生まれた農民組合運動家で、歌人でもある。田村は、農民運動の立場から水平社運動と連携し、1932年4月発行の「田園の花」第2号に、被差別部落の人々に捧げる詩「育て力づよく」を発表している。

石元公令 「田村乙彦の文学 詠の復権」  
佐川町青山文庫 青山文庫紀要 第4号 1996



左端が田村  
佐川町立青山文庫

### 資料3 岡崎精郎

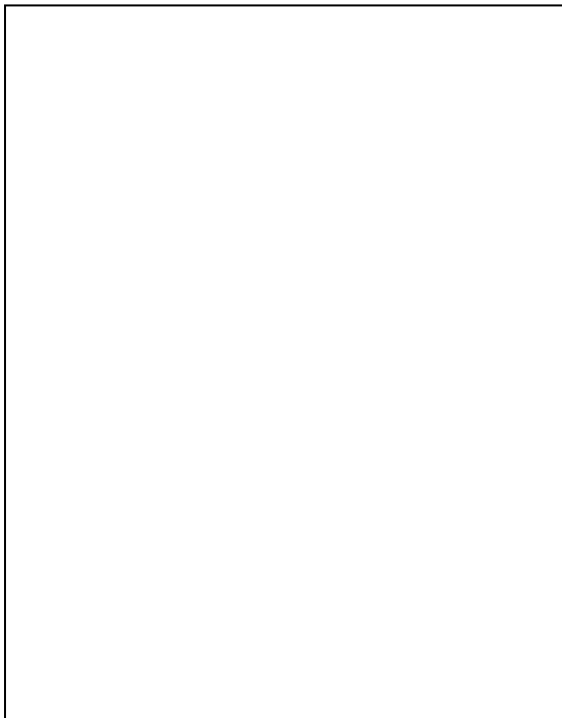
精郎が部落問題を痛烈に受け止めたのは、1926年冬と言われている。秋山村の小学校で開かれた吾南青年団雄弁大会で、一人の水平運動家がいわれなき差別に苦しむ不合理を訴える様子に、良心を揺り動かされその場で被差別部落の人々に頭を下げた時である。

精郎にとって、部落問題の無理解は「私自身の罪悪として、義務の怠慢として、謝罪し懺悔する」ものであった。

そして精郎は直ちに県下の被差別部落訪問、各地での差別撤廃の街頭演説、また被差別部落での奉仕活動や青年団員との交流に取り組むようになった。

地元の秋山村では、1929年6月以降隣保館の建設運動が起こり、当時村長であった精郎は運動成功のために尽力し、1930年12月高知県最初の隣保館建設を実現に導いた。隣保館は農繁期には託児所を開設し、保育者は天生園（精郎の自宅で、宗教的实践生活の拠点とした。）から通っていたのである。

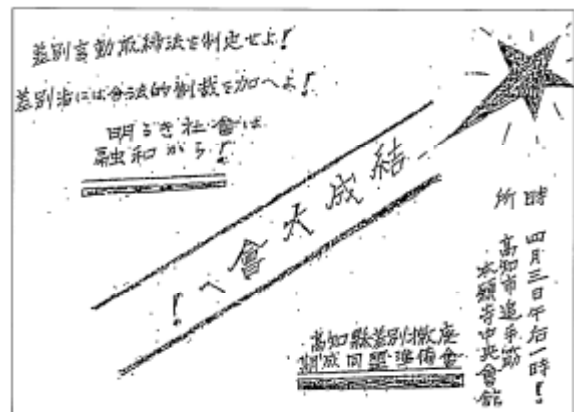
精郎はまた1930年から5年間取り組まれた、差別言動取締令の制定運動の中心になって活動した。1932年高知県差別撤廃期成同盟においては委員長に就任している。



岡崎精郎の写真 高知市立自由民権記念館蔵



秋山村にできた高知県最初の隣保館



高知県差別撤廃期成同盟結成大会チラシ

#### 資料4 岡崎精郎のエピソード

部落問題を自己の課題として受けとめた精郎の人柄を浮き彫りにさせるエピソードが二つある。一つは、精郎がA部落を訪問しようとして「愛用の木綿縞の袴」を着用していた時のことで、父親から「どこへ行くのか」と尋ねられ、精郎が「Aへ行きます」と返事すると、父親は「そんなら袴はいらないだろう」と言ったという。そうすると、彼はムキになって「お父さん、何をいわれるのですか？Aへ行く礼儀というものではありませんか。Aなら袴に及ぶまいというのは、Aを見下すことです。謝って下さい」と父親の言を咎めたという。この息子の熱意には父親も頭を下げたとのことである。自分がこうと一旦決めた事柄に対しては真摯かつ徹底的に向き合う精郎の人柄が見て取れよう。

もう一つは、被差別部落へ入り込んでの社会奉仕活動の実践である。1929年3月14日に融和団体である高知県公道会総会開催の通知を受け、10日から妻の鶴子とともに高知市へ出向いていった。一文のお金も持たず、高知市の門々で托鉢して六合のお米をもらい、B部落に入っていったのである。入ってまず行ったことは、夫妻そろって箒を取って鍬をにぎり、塵の多い道を清め、溝をさらえることであった。夕方まで清掃活動に励み、夜は青年団員と交流し、「よく自他の人格の絶対的尊厳に目ざめよ。あらゆる差別を越えて吾等は神の前に一なる兄弟である」と、自らの差別撤廃に向けた信念を語った。